

令和7年 1月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和7年1月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和7年1月7日（火） 午後3時00分～

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城	英 明	4 番	大 木	正 勝
5 番	堀 越	幸 一	6 番	吉 河	一 男
7 番	川 口	弘 子	8 番	鈴 木	好 子
9 番	堀 越	敏 幸	10番	小 川	勝 雄
11番	鈴 木	英 範	12番	大 木	明 男
13番	岩 澤	勝 敏			

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井	明			
16番	土 井	正 裕	17番	土 屋	範 雄
18番	内 山	祐 一	19番	松 本	幸 雄
20番	萩 原	典 幸			

欠席委員

15番 渡 邊 美 基

議 長

会 長 伊 藤 正 明

会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

局 長 金 親 俊 哉 次 長 堀 越 充

書 記 市 原 直 樹

局 長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、1月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長

本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員6名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年1月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(午後3時00分)

議 長

農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行な

います。10番 小川 勝雄 委員、11番
鈴木 英範 委員。両名を指名いたします。

議 長

それでは、本委員会に提出されました議案を
審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第3条の規定に
よる所有権移転に関する件を議題と致しま
す。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第1号です。

本件は、農地法第3条による所有権移転の申
請です。

始めに、資料1の1について説明します。

譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載の
とおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、

申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決します。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長

よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第 2 号です。

本件は、農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

始めに、資料 2 の 1 について説明します。

譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決します。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長

よって、議案第 2 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第 3 号です。

本件は、農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

始めに、資料 3 の 1 について説明します。

譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。以上で、議案の説明を終わります。なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

議 長 よって、議案第 3 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 4 号です。
本件は、農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

始めに、資料 4 の 1 について説明します。
譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、

申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。以上で、議案の説明を終わります。なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 4 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 5 号です。
本件は、農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

始めに、資料 5 の 1 について説明します。
譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検

討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。以上で、議案の説明を終わります。なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第5号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 5 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 6 号です。
本件は、農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

始めに、資料 6 の 1 について説明します。
譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法

第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われます。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第6号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第6号は原案どおり可決決定い

たします。

議 長

続きまして、議案第 7 号、農地法第 5 条による一時転用を伴う賃借権の設定に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第 7 号です。

資料 7 をご覧ください。

本件は農地法第 5 条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。こちらは令和 4 年 2 月 25 日付で千葉県知事の許可を受けた案件の更新申請となります。

始めに、資料 7 の 1 について説明します。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。
申請の理由は、資機材置場及び仮設沈砂池のためです。
転用時期は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日です。

次に 4 について説明します。

一時転用地の賃借料は、資料に記載のとおりです。

次に 5 について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農業振興地域内の農用地指定のある農地であることから「農用地区域内にある農地」と判断出来ると思われます。なお、農用地区域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第 7 号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 7 号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 7 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 8 号、農地法第 3 条による区分地上権の設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第 8 号です。

説明に入る前に、議案第 8 号から議案第 9 号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長

議案第 8 号から議案第 9 号の一括説明を承認します。

局 長

それでは、資料 8 をご覧ください。

本件は農地法第 3 条による区分地上権の設定の申請です。

始めに、資料 8 の 1 番について説明します。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備の設置をするためです。

本議案について、区分地上権の設定に関する申請書に記載された内容を精査したところ、内容に問題はありませんでした。

続いて、議案第 9 号です。

資料 9 をご覧ください。

本件は農地法第 5 条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料 9 の 1 について説明します。

申請者は、先程と同じです。

次に 2 について説明します。

申請地の土地・地目は先程と同じです。

面積は、資料に記載のとおりです。

次に 3 について説明します。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備用地のためです。

一時転用時期は、令和 7 年 1 月 2 7 日から令和 1 0 年 1 月 2 6 です。

事業又は施設の概要は、太陽光パネル 2 4 4 枚、パソコン 5 台となります。

次に 5 について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

次に 6 番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は第 3 者となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転

用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については土地改良区の施行予定区域内であることから「第1種農地」と判断出来ると思われます。なお、第1種農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案第8号から第9号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第8号及び議案第9号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 8 号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 8 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続いて、議案第 9 号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 9 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 10 号、農地法第 3 条による区分地上権の設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第10号です。

説明に入る前に、議案第10号から議案第11号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長

議案第10号から議案第11号の一括説明を承認する。

局 長

それでは、資料10をご覧ください。

本件は農地法第3条による区分地上権の設定の申請です。

始めに、資料10の1番について説明します。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備の設置をするためです。

本議案について、区分地上権の設定に関する申請書に記載された内容を精査したところ、内容に問題はありませんでした。

続いて、議案第11号です。

資料11をご覧ください。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料11の1について説明します。

申請者は、先程と同じです。

次に2について説明します。

申請地も、先程と同じです。

地目も同様に、面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、営農型太陽光発電設備用地のためです。

一時転用時期は、令和7年1月26日から令和10年1月25日です。

事業又は施設の概要は、太陽光パネル272枚、パワコン5台となります。

次に5について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

次に6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は第三者となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については土地改良区の施行予定区域内であることから「第１種農地」と判断出来ると思われます。なお、第１種農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われる、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案第１０号から第１１号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長

議案第１０号及び議案第１１号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

議 長 それでは、議案第１０号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議 長 よって、議案第１０号は原案どおり可決決定い
たします。

議 長 続いて、議案第１１号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

議 長 よって、議案第１１号は原案どおり可決決定い
たします。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いた
しました。

議 長 次に「その他」でございます。
事務局より説明をお願いします。

次 長 その他の報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和7年1月芝山町農業
委員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、
お疲れ様でございました。